

第14号議案

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

別紙のとおり

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成30年蒲郡市条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（業務）</p> <p>第3条 発達支援センターは、法第43条に規定する児童発達支援センターとして、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第19項</u>に規定する計画相談支援</p> <p>(5) 障害者総合支援法<u>第5条第20項</u>に規定する基本相談支援</p> <p>(6) （略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第3条 発達支援センターは、法第43条に規定する児童発達支援センターとして、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第18項</u>に規定する計画相談支援</p> <p>(5) 障害者総合支援法<u>第5条第19項</u>に規定する基本相談支援</p> <p>(6) （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。